

2014年9月議会 反対討論（要旨）

2014/10/3

まつざき真琴

私は、日本共産党県議団として、提案されました19件の議案のうち、12件に賛成し、反対する7件のうちの主なものと、請願・陳情の委員会審査結果に反対する主なものについて、その理由を述べ討論いたします。

まず、議案第89号「平成26年と鹿児島県一般会計補正予算」についてであります。2款総務費、2項企画費、3目技術情報管理費に電子行政費として、432万円が計上されています。これは、2015年10月以降に、各住民に個人番号が付番されるにあたって、その番号と県のもつ個人の情報を対応させるためのシステム整備の予算の補正であります。

そもそも、この社会保障・税番号制度は、国会での論議の中でも、プライバシーの侵害や成り済まし等の犯罪を完全に防止できないこと、初期投資が3000億円という巨額プロジェクトであるにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないままであること、個人情報に国が一元管理することによって、税や社会保障の分野での徴税強化や社会保障給付の削減の手段にされかねないことなど、多くの問題をもっているものです。

今後、本格的なシステム構築と、その後の管理・運営費に多額の事業費が費やされることを考えたときに、この社会保障・税番号制度に反対する立場から、本議案に賛成できないものであります。

次に、議案95号、第96号、第98号については、一括して反対理由を申し述べます。これらは、いずれも子ども・子育て支援新制度の来年4月からの本格実施に向けて、保育所や認定こども園、幼保連携型認定こども園の要件や設備・運営の基準を見直す等の条例制定及び条例改正の議案であります。

私は、一般質問の中で、本制度のもつ問題点を指摘しましたが、これらの議案の中には、さらに細かな問題点が存在しています。

認定子ども園においては、3歳児以上については、一日に8時間程度利用する子どもと4時間程度の子どもたちが一緒に学級を編制すること。給食は自園調理が原則ですが、連携施設等からの搬入も認められており、調理場所については「調理室」ではなく「調理施設」とされ、調理員も委託や連携施設等から搬入する場合は必置ではないこと。さらに、認可保育所について、4階以上に保育室を設置する場合、屋外避難階段の必置規定がなくなっていることなどです。

その他、県が条例案の中で示した基準は、非常災害時対応や既存施設における保護者への説明を加えた他は、国の示した基準と同様であります。国基準より「上乘せ」する条例案の提案も可能であります。子どもの権利保障を基本に、格差のない保育・教育や、現行保育の水準を後退させず、維持・拡充を図ることを求める立場から、これらの議案に反対するものであります。

次に、議案第106号「鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。これは、鹿児島港新港区に整備する一般駐車場の使用料の額を定め、現在ある本港区の駐車場の使用料の額を改定するものです。

私は、昨年の第1回定例会におきまして、本港区の県営駐車場の料金について、利用者の実態を調査し、利用者の声も紹介しながら、料金を引き下げるべきと要請いたしました。今回、新港区の駐車場整備に伴い、既存の利用料金に割引の制度が設けられたことについては、歓迎するものです。

しかしながら、その割引の額は、16時間を超え、24時間までの部分は料金を無料にするというもので、金額にすると400円分です。前回の質問で私が紹介した実例で示すと、仕事で種子島に一泊の予定で行ったら、帰りの高速船が高波で終日欠航して二泊になってしまい、駐車料金が3,600円だったという人は400円マイナスで3,200円。仕事で朝一番で行って夕方の便で帰ってきたら1,600円だった人は、24時間以内なので、変わらず1,600円。長崎からの屋久島登山の帰りの5人の男性グループの2泊3日で4,600円は、4,200円、となります。

鹿児島港本港区、新港区の駐車場の利用者は、奄美航路、三島・十島航路、種子島・屋久島航路、桜島フェリーの乗船者及び鹿児島市水族館の入館者がほとんどです。本県では、離島振興、観光振興に力を尽くしておられますが、そうであれば、乗船者には、大幅な割引があって、しかるべきではないでしょうか。

長崎県では、長崎港ターミナルビル駐車場使用料について、離島を船舶で往復する場合、乗船券のチェックを行った上で、上限額を通常の半額にしています。

以上の理由から、本議案に反対すると共に、更なる駐車場料金の引き下げを要望するものであります。

次に、議案第107号「財産の取得について議決を求める件」についてであります。これは（仮称）県営松陽台第2団地に係る用地として、県住宅供給公社から、土地約24,902平方メートルを14億388万円で購入するというものであります。

この県営松陽台第2団地は、第1回定例会で議決された条例改正により、328戸全てを小学校就学前の児童がいる世帯に限り、定期借家制度を導入し、入居期限を10年と限るという住宅であります。私は、第1回定例会でも、県が言う「子育てしやすい」どころか、危険な通学路や通学手段の問題、また、10年後に住まいを変わらなければならない問題などを指摘しました。

その他、戸建住宅の分譲地として開発したガーデンヒルズ松陽台に、大規模な県営住宅を建設することについて、戸建分譲地を購入し、住宅を建てた住民からは、約束が違うと、県営住宅建設に対する反対の声が上がっている問題もあります。

そもそも、見通しのないままに、大型開発の住宅地造成工事を行って作った多額の借金を、115億円の無利子融資として県民の税金で穴埋めしてきました。そして、県営原良団地の全面的な建て替え計画を中止して、公社支援ともいうべき、ガーデンヒルズ松陽台での大型

県営住宅建設であります。県政は、県民の合意と納得で進めるべきという立場で、本議案に賛成できないものであります。

次に陳情第1020号「『河野官房長官談話撤回の議決』を求める陳情書」が委員会審査結果で継続審査となっている件、陳情第4040号「鹿児島県内公立及び私立高等学校の日本史授業における慰安婦関連内容の適正化と高校日本史の慰安婦関連記述の早急な削除、授業の是正を求める意見書の文科省への提出を求める陳情」並びに、陳情第4041号「政府による『河野談話』の再検証結果や『朝日新聞』の誤報訂正記事等に伴い、本県教育委員会及び関係機関に「いわゆる従軍慰安婦問題」の是正に向けた啓発及び指導等を求める陳情書」が委員会審査結果で採択となっている件については、いずれの陳情も不採択とすべきであることを主張し、一括してその理由を申し述べます。

これらの陳情は、朝日新聞の「吉田証言」取消しに乗じた「河野談話」攻撃と日本軍「慰安婦」問題に関する歴史の偽造というべきものであります。

「河野談話」否定派は、「吉田証言が崩れたので河野談話の根拠は崩れた」などといっていますが、そもそも「河野談話」は、「吉田証言」なるものを全く根拠にしていません。当時、官房副長官として「河野談話」作成に直接かかわった石原信雄氏は、9月11日放映のテレビ番組で、「河野談話の作成の過程で吉田証言を直接根拠にして強制性を認定したものではない」と明言しました。石原氏は、韓国の16人の元「慰安婦」からの聞き取り調査をした経過から、「慰安所の運営について深く政府が関わっておった」「輸送について安全を図ってほしいとか、あるいは慰安所の運営について衛生管理あるいは治安の維持をしっかりとるむという趣旨の文書は出てきた」「当事者の話を聞いて、その話の心証から、強制性の有無を判定することが必要だと決断した」元「慰安婦」からの聞き取りを行った結果、「募集の過程でかなり強制的に慰安婦に応募させられたという人がいることが証言から否定できないということになった」と明らかにしています。

そもそも、強制的に「慰安婦」とされたことを立証する日本側の公文書が見つからなかったことは、不思議でもなんでもありません。当時から、拉致や誘拐などの行為は国内法でも国際法でも犯罪行為であったので、それを命令する公文書などを作成するはずがありません。また、日本政府と軍は、敗戦を迎える中で、みずからの戦争責任を回避するため重要文書を焼却し証拠隠滅をはかったとされています。

「河野談話」が認定した事実は、①日本軍「慰安所」と「慰安婦」の存在、②「慰安所」の設置、管理等への軍の関与、③「慰安婦」とされる過程が「本人たちの意思に反して」いた、つまり強制性があったこと、④「慰安所」における強制性、つまり強制使役の下におかれたこと、⑤多数が日本の植民地の朝鮮半島の出身者だった。募集、移送、管理等は本人たちの意思に反して行われた、つまり強制性があったこと、この5点です。

「河野談話」否定派は、「慰安所」における強制使役、つまり性奴隷状態とされたという事実を無視して、「慰安婦」とされた過程で「強制連行」があったかなかったかだけに問題を矮小化しています。さらに、その「強制連行」も、「官憲による人さらいのような強制連行」があったか否かに問題を矮小化しています。安倍首相は、国会でも「家に乗り込んでい

って強引に連れていったのか」どうかを問題にして、そんな事例はないと繰り返してきました。首相は、「人さらい」のような「強制連行」だけをことさらに問題にしますが、甘い言葉やだまし、脅迫や人身売買などによって「慰安婦」にされた場合は問題がないとでもいうのでしょうか。

問題は、女性たちがどんな形で来たにせよ、ひとたび日本軍「慰安所」に入れば監禁拘束され、強制的に兵士の性の相手をさせられた、性奴隷状態とされたという事実は、多数の被害者の証言とともに、旧日本軍の公文書などに照らしても動かすことができない事実です。それは、「河野談話」が「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」と認めている通りのものでした。この事実に対しては、「河野談話」否定派は、口を閉ざし、語ろうとしません。しかし、この事実こそ「軍性奴隷制」として世界から厳しく批判されている、日本軍「慰安婦」制度の重大な問題であります。

元「慰安婦」らが日本政府に謝罪と賠償を求めた裁判では、8つ判決で被害者35人全員について、強制的に「慰安婦」にされたとの事実認定がなされています。また、「慰安所」での生活は文字通りの「性奴隷」としての悲惨極まるものだったことを、35人の一人ひとりについて具体的に事実認定がなされています。そして、「極めて反人道的かつ醜悪な行為」「ナチスの蛮行にも準ずべき重大な人権侵害」などと断罪しています。「河野談話」否定派がどんなに事実をねじ曲げようとしても、加害国日本の司法によって認定された事実の重みを否定することは決してできません。

本県議会は、この歴史の真実を直視すべきであります。

以上のことから、これらの3件の陳情は、いずれも不採択とすべきであります。

最後に、陳情第4039号「鹿屋市中学校元校長セクハラ問題の真相究明を求める陳情書」について、委員会審査結果では、継続審査であります。これは不採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は、鹿屋市立中学校の元校長が行ったわいせつ行為についての真相の究明をもとめていますが、本案件の真相は、民事裁判の最高裁の決定で明らかになっています。陳情者は、元校長の「潔白を確信して」と述べていますが、陳情の要旨の中でも、元校長がわいせつ行為を行わなかったという新たな事実は全く示されておりません。

裁判の中でも、また、県条例にもとづく、元校長に対する聴聞のなかでも、わいせつ行為を否定する事実が出されなかったからこそ、このような事態になったものです。

陳情者は、被害女性について、「この教え子は、いつか必ず改心する」「更生」と表現していますが、これは、被害女性に対する名誉毀損にあたるものです。「改心」し、「更生」すべきは、元校長であります。

陳情者は、県教委が「刑事・民事裁判判決以上の責任と罰を負わせようとしている」とありますが、今回の退職手当返納命令処分は、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることから、鹿児島県職員退職手当支給条例第14条第1項第3号の規定に該当するものであり、県教育委員会としては、当然の処分であります。陳情者は、県教委に、条例違反を行えと言うのでしょうか。

退職手当返納命令は、元校長が自ら招いた結果であり、処分に従うべきであります。
よって、本陳情は、継続審査ではなく、直ちに不採択とすべきであります。
以上で討論を終わります。